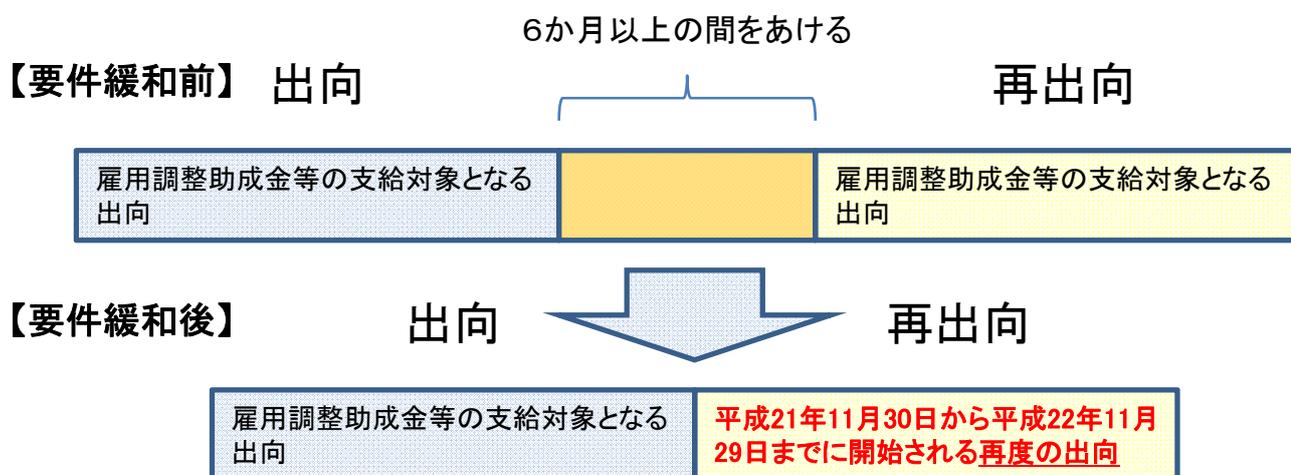


雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金 を使っての出向後、**再度の出向**を行う際の要件を緩和 しました

雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の出向に係る助成金を受給した事業主が、再度同じ方を対象とした出向を行う場合は、その出向開始日が最初の出向終了日の翌日から6か月経過しないものについては支給対象となりませんが、**平成21年11月30日から平成22年11月29日まで**に開始される**再度の出向**については、**6か月を経過していなくても支給対象**になります。



支給対象となる出向の主な要件

- 1 出向期間が**3か月以上**で**1年以内**であって**出向元に復帰するもの**であること。
- 2 出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額の賃金を支払うものであること。
※ 出向元事業主の賃金負担相当額の3分の2(中小企業の場合は5分の4)が助成されます(ただし、出向元事業主の負担額が、出向前の通常賃金の2分の1を超える場合は当該額を超えない部分のみが助成対象となります。)
- 3 労使間の協定によるものであること。
- 4 **出向労働者の同意を得たもの**であること。
- 5 出向元事業主と出向先事業主との間で締結された契約によるものであること。
- 6 人事交流等雇用調整を目的としないで行われる出向でなく、かつ、出向労働者を交換しあうこととなる出向でないこと。
- 7 資本的、経済的・組織的関連性等からみて、独立性を認められない事業主間で行われる出向ではないこと。
- 8 出向先事業主が、出向開始日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該出向者を受入れる又は受入れたことで、その雇用する被保険者を事業主都合により離職させていないこと。

★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)